

No	講座名	主な内容・対象	定員	開講日時	受講料	会場
11	はじめてのパソコン 2日間、12時間	内容：パソコンの基本操作、マウスやキーボードの使い方を学ぶ。 対象：パソコンをはじめて使う方。	30人	12/5(土)～ 12/6(日) 9:00～16:00 (1時間昼食休憩あり)	3,000円	関

◆場 所 関会場 わかくさ・プラザ 「学習情報館3階・パソコン研修室」

◆使用ソフト マイクロソフト WindowsXP InternetExplorer7 を使用します。

◆応募方法 はがきに、講座番号と講座名、会場名、郵便番号、住所、氏名、ふりがな、性別、電話番号を記入して、〒501-3802 若草通 2-1 まなびセンターへ送付。1講座につき1人1枚に限りです。電話での申し込みはできません。また、まなびセンター窓口でも所定の用紙に記入して申し込みすることができます。

◆応募期限 11月17日(火) 必着

◆抽 選 申し込み多数の場合は、11月18日(水) 午前9時から、学習情報館3階コスモホール前にて公開抽選を行い、受講者を決定します。(公開抽選への参加が抽選結果に影響することはありません)
応募者が定員に満たなかった場合は、講座開催日の1週間前まで追加の申し込みを受け付けますので、電話でご確認ください。
なお、申し込みいただいた方全員にはがきで抽選結果を通知します。

◆照 会 先 まなびセンター (☎ 23-7760) ※月曜日、祝日の翌日は休館

労働保険適用促進月間

11月は「労働保険適用促進月間」です。1人でも労働者を雇用している事業主は必ず労働保険に加入しなければなりません。未加入の事業主はすぐに手続きをしてください。

労働保険とは労働保険と雇用保険の総称で、職場の皆さんが安心して働くための保険制度です。

「労災保険」は労働者が業務や通勤に起因して、負傷、疾病、あるいは死亡した場合に、労働者や遺族を保護するために必要な給付を行います。臨時・アルバイトであっても雇用している労働者はすべて対象となります。

「雇用保険」は労働者が失業したとき、教育訓練を受講したとき、または在職中の60歳以上65歳未満の労働者の賃金が60歳到達時の賃金に比べて25%以上低下した場合や、育児・介護休業中の労働者の賃金が20%以上低下した場合に、必要な給付を行います。パートタイム労働者も、1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年以上の雇用が見込まれる場合は雇用保険に加入しなければなりません。

また事業主に対しては、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図るための各種助成制度があります。

◆照会先 岐阜労働局労働保険徴収室 (☎ 058・245・8115)、関労働基準監督署 (☎ 23251)、ハローワーク関 (☎ 23223) または労働保険事務組合

子ども見守り運動キャンペーン標語

いたわりの 心で広げる ちいきの輪



岐阜エフエム 80.0MHz
「シティ インフォメーション」
毎週金曜日 午前9時5分～

11/6「11月8日は刃物の日」
11/18「ゆずまつり」



ぎふチャン 岐阜ラジオ1431kHz
「関市の時間」
毎月第1・3水曜日 午前9時40分～

11/4「11月8日は刃物の日」

ケーブルテレビ・チャンネル長良川
あすつく 明日を創る関のまち 11月号

放送時間 毎週月・水・金・日曜日 午前11時45分～
毎週火・木・土曜日 午後8時45分～

放送内容 「子育てママと市長のワイワイ談議」
子育て真っ最中のお母さんと市長がひざを交えて座談会を開催しました。